

⇩ 家事消費と消費税

Q : 私は、くだもの販売を営んでいる個人事業者です。果物を自家消費した場合、消費税はどのように取り扱われるのですか？

A : 家事消費した場合には、一定の金額を譲渡したものとして扱われることとなっています。

【解説】

消費税は、国内において事業者が行った資産の譲渡等に課せられることとなっています。

したがって、無償取引は、原則として、消費税の課税対象にならないのですが、例外的に個人事業者が棚卸資産などの事業用資産を家事消費した場合には、みなし譲渡という規定により、次の金額が課税対象とされることとなっています。

① 棚卸資産の場合

「仕入金額」と「売値×50%」のいずれか多い金額

② 棚卸資産以外の場合

「時価」

ちなみに、所得税では、棚卸資産を自家消費した場合には、仕入金額と売値の70%とのいずれか多い金額を売上として計上しなければならないとされていますが、この取扱いと消費税の取扱いは同じ扱いになっていませんので間違わないようにしてください。

